

循環型社会形成推進地域計画目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間
やまと広域環境衛生 事務組合	御所市、田原本町、五條市	平成24年度～平成30年度	平成24年度～平成30年度

1 目標の達成状況

(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成22年度)	目標 (割合※1) (平成31年度) A	実績 (割合※1) (平成31年度) B	実績/目 標※2	
排出量	事業系 総排出量	12,047 t	11,066t (-8.1%)	11,184t (-7.2%)	89%
	1 事業所当たりの排出量	5.2 t	5.2t (0%)	5.2t (0%)	
	生活系 総排出量	21,406 t	19,662t (-8.1%)	19,010t (-11.2%)	138%
	1 人当たりの排出量	214kg/人	208kg/人 (-2.8%)	216kg/人 (0.9%)	-32%
合 計 事業系生活系総排出量合計	33,453t	30,728t (-8.1%)	30,194t (-9.7%)	120%	
再生利用量	直接資源化量	1,190t (3.6%)	338t (1.1%)	1,615t (5.3%)	-68%
	総資源化量	3,981t (11.3%)	4,185t (12.8%)	3,559t (11.4%)	-13%
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量)	—	10,000MWh	13,304MWh	
最終処分量	埋立最終処分量	5,709t (17.1%)	5,254t (17.1%)	3,899t (12.9%)	

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合を記載。

※2 排出量は実績の割合/目標の割合を記載。再生利用量・最終処分量については、(実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載。

(生活排水処理) 御所市

指 標	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成31年度) A	実 績 (平成31年度) B	実績/目 標※3	
総人口	30,584 人	26,001 人	25,412 人	—	
公共下水道	汚水衛生処理人口	6,811 人	9,039 人	10,027 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	22.27%	34.76%	39.46%	138%
特定環境保全公共 下水道	汚水衛生処理人口	971 人	1,102 人	1,415 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	3.17%	4.24%	5.57%	224%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口	4,913 人	4,858 人	4,157 人	
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	16.06%	18.68%	16.36%	11%
未処理人口	汚水衛生未処理人口	17,889 人	11,002 人	9,813 人	
		58.50%	42.32%	38.62%	123%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

(生活排水処理) 五條市

指 標	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成31年度) A	実 績 (平成31年度) B	実績/目 標※3
総人口	35,267 人	30,079 人	29,860 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口 17,529 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 49.7%	16,849 人 56.0%	16,068 人 53.8%	65%
農業集落排水施設 等	汚水衛生処理人口 137 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 0.4%	102 人 0.3%	87 人 0.3%	100%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 3,655 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 10.4%	5,834 人 19.4%	5,531 人 18.5%	90%
未処理人口	汚水衛生未処理人口 13,946 人 39.5%	7,294 人 24.3%	8,174 人 27.4%	80%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

(生活排水処理) 田原本町

指 標	現 状 (平成22年度)	目 標 (平成31年度) A	実 績 (平成31年度) B	実績/目 標※3
総人口	32,980 人	31,900 人	31,828 人	—
公共下水道	汚水衛生処理人口 27,284 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 82.73%	29,300 人 91.85%	30,472 人 95.74%	143%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口 1,173 人 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率 3.56%	368 人 1.15%	336 人 1.06%	104%
未処理人口	汚水衛生未処理人口 4,523 人 13.71%	2,232 人 7.00%	1,020 人 3.20%	157%

※3 (実績の割合-現状の割合) / (目標の割合-現状の割合) を記載

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの	ア	有料化の継続	各市町	平成17年 御所市・平成6年 五條市・平成18年 田原本町において、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性、平等性の確保、排出者のごみに対する関心を深め、ごみの排出抑制を図るため、可燃ごみの有料化を実施している。直接搬入されるごみについても従量制で処理手数料を徴収している。今後は、不燃ごみ、粗大ごみについても一定の排出抑制策を施し、更なるごみ減量化を行う。(五條市は、不燃ごみ、粗大ごみについても有料化を実施済。)	H22~H31	<p>【御所市】平成17年より実施されている指定ごみ袋による可燃ごみの有料化を継続している。ごみの持ち込みについても従量制で処理手数料を徴収しごみの減量化を図っている。</p> <p>【田原本町】H18年より実施されている可燃ごみの有料化を継続している。また、H27年10月より、不燃ごみ及び粗大ごみの有料化を実施し、継続している。ごみの持ち込みについても従量制(ただし、指定袋入りのもの及び資源ごみは除く)で処理手数料を徴収している。</p> <p>【五條市】平成6年より導入している可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ゴミの処理の有料化を継続して行い、更なるごみの減量化を図る。</p>
	イ	住民に対する環境教育、啓発活動の充実	各市町	ごみの適正な出し方・分別を示したパンフレットの配布及び広報・ホームページを通じた幅広い啓発活動により、ごみに対する3Rの考えを周知する。また、小学校において、ごみ処理施設の見学などの環境教育について積極的に取り組んでいく。	H22~H31	<p>【御所市】ごみの減量・適正な出し方・分別・リサイクル推進について、パンフレット・広報・ホームページなどを活用した啓発を行い、環境意識の醸成を図っている。</p> <p>【田原本町】ごみの適正な出し方・分別・リサイクル推進について、パンフレットの配布・広報・ホームページなどを活用した啓発を行っている。</p>

					<p>また、小学校における環境教育も継続して実施し、ごみに関する理解を深めてもらう。</p> <p>【五條市】ごみの分別方法、収集日程表を広報及びホームページにより周知し、環境意識の醸成を図っている。</p>
ウ	レジ袋削減の推進	各市町	レジ袋などの使用削減を図るため、商工会・スーパー等とマイバック持参等の啓発・普及を推進する。	H22～H31	<p>【御所市】レジ袋などの使用削減を図るため、マイバック持参等の啓発・普及を検討した。</p> <p>【田原本町】小学校への環境教育授業の際にマイバックを配布し、啓発を行っている。</p> <p>【五條市】レジ袋などの使用削減を図るため広報誌等でマイバック持参等の啓発・普及を推進している。</p>
エ	生ごみ処理機への助成金の継続	各市町	家庭内から発生する生ごみを自ら処分し、減量化するため、生ごみ処理機の購入に対する助成を行っており、今後もこれらの購入に対する助成を継続していく。	H22～H31	<p>【御所市】生ごみ処理機の購入への助成を継続して行っており、広報・ホームページ等で周知している。</p> <p>【田原本町】生ごみ処理機の購入への助成を継続して行っている。</p> <p>【五條市】生ごみ処理器具の購入助成制度を継続して行っており、ホームページ等により周知し普及に努めている。</p>
オ	集団回収の推奨	各市町	集団回収に対する補助制度を今後も継続し、回収団体の育成、指導を行い、ごみの減量と資源の有効利用及びごみ問題の意識の向上に努める。	H22～H31	<p>【御所市】集団回収への助成を継続して行っており、広報・ホームページ等で周知している。</p> <p>【田原本町】集団回収に対する補助制度を継続して行っている。</p>

					【五條市】資源集団回収に対する補助制度を今後も継続し、ごみの減量と資源の有効利用を実施している。
カ	分別収集計画	各市町	プラスチック容器包装、紙パック等の容器包装リサイクル品目及び乾電池、蛍光灯の分別収集を計画している。 (五條市は、白色トレイについては分別収集を実施済み。)	H22～H31	【御所市】紙類の分別収集を行っており、乾電池・蛍光灯などの有害ごみの分別収集も実施している。 【田原本町】紙パックの分別収集を継続して行っており、H27年10月からは、ミックスペーパーの分別収集及び乾電池・蛍光灯などの有害ごみの分別収集も実施している。 【五條市】プラスチック容器包装、紙パック等の容器包装リサイクル品目及び乾電池、蛍光灯の分別収集を実施している。
キ	御所市の生活雑排水処理の対策	御所市	公共下水道の普及により生活排水処理率が上昇しているにも関わらず、水質調査地点の水質保全が十分とはいえない状況にある。今後は、公共用水域の環境保全のためにも、合併処理浄化槽の普及を推進し、さらに浄化槽の適正な維持管理に努めるよう普及啓発に努める。	H22～H31	広報誌やホームページで啓発を行った。平成28年より合併浄化槽設置の補助金制度を導入し、浄化槽普及の促進及び適正な維持管理を推進している。
ク	五條市の生活雑排水処理の対策	五條市	生活排水が公共水域の水質を汚濁する一因となっていることを市民が認識できるよう、広報誌による啓発や水質保全、浄化の実践活動を行うための取り組みを地域住民と一体となって、積極的に支援していく。さらに、下水道整備の促進はもとより、既に整備された地区については下水道接続の促進を努め、合併処理浄化槽を設置した家庭については、保守点検・維持管理の徹底を図るとともに、その他の世帯については合併処理浄化槽への転換を促進する。	H22～H31	平成31年度末での面積的な整備状況として、事業計画面積（下水道法）778.5haに対して、整備済581.39ha（整備率74.68%）であり、市内のイベントや広報誌を通じて、下水道の普及啓発を行っている。 下水道整備済区域内での水洗化率（接続率）は平成31年度末で78.7%となっており、下水道が整備

						<p>された地区について下水道接続の促進のため臨戸訪問を行っている。</p> <p>また、合併処理浄化槽についても広報誌等への掲載、浄化槽維持管理パンフレット、啓発ティッシュの配布を実施し、環境保全意識の向上を促した。</p>
	ケ	田原本町の生活雑排水処理の対策	田原本町	<p>公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及により、生活排水処理率は85%に達しております。しかしながら、処理区域内には生活雑排水が未処理な単独処理浄化槽や汲み取り便槽も存在することから、公共下水道が整備された地区については、下水道接続への促進を行い、それ以外の地区については、合併処理浄化槽の設置を促し、浄化槽の適正管理に努めていただくように啓発を行い、更なる生活雑排水処理の促進を図る。</p>	H22～H31	<p>公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及により、生活排水処理率はH31年度末時点で、95%に達した。</p> <p>また、公共下水道が整備された地区では、下水道への接続の促進、それ以外の地区については、合併浄化槽の設置を促し、生活雑排水処理の促進を図っている。</p>
処理体制の構築、変更に関するもの	ア	家庭ごみの処理体制の現状と今後	各市町	<p>現状、もえるごみとして収集する品目に、容器包装リサイクル法対象のその他容器包装プラスチックや白色トレイが含まれている。今後、収集する分別区分に、その他容器包装プラスチックなどを追加し、再資源化を図るとともにごみの減量化に努める。</p>	H22～H31	<p>【御所市】収集する分別区分に、その他容器包装プラスチックなどの追加を検討した。</p> <p>【田原本町】収集する分別区分としてプラスチック類の追加を検討した。</p> <p>【五條市】容器包装リサイクル法対象のその他容器包装プラスチックや白色トレイはリサイクルごみとして分別収集し、再資源化に努めている。</p>
	イ	事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後	各市町	<p>現状、家庭系ごみに比べ減量化が進んでいない状況である。今後は、排出事業所への分別・資源化に向けた啓発の強化と周知徹底に取り組む。また、スーパーなどでは、食品のトレイや牛乳パックの回収を行っており、それらの事業を継続するとともに、品目や回収量を増やすよう協力を求める。</p>	H22～H31	<p>【御所市】広報誌やホームページを通じ、排出事業所への分別・資源化に向けた啓発を行った。</p> <p>【田原本町】排出事業者への分別・資源化に向けた啓発及び周知を継続して行</p>

						っている。 【五條市】排出事業所への分別等の啓発と周知徹底を衛生活化協会と協力し実施している。
	ウ	今後の処理体制の要点	各市町・組合	<p>◎ 家庭ごみ及び事業系のごみとして排出されるごみを安全に適正処理することとし、もえるごみ及び破碎された可燃残渣は、焼却処理することで減容化し、最終処分場への負担を軽減する。</p> <p>◎ 燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみの再資源化に必要なリサイクル施設及び、資源物の保管に必要なストックヤード施設等の整備について、今後検討していく。</p> <p>◎ 事業系一般廃棄物の多量排出事業所に対し、減量化計画の策定を指導するなど、事業系ごみの排出抑制対策を講ずる。</p>	H22～H31	<p>【組合】展開検査を行い、排出事業所から出るごみをチェックし、搬入不適物を排除するとともに担当市町を通じて必要な指導や連絡を行っている。</p> <p>【御所市】燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみの再資源化に必要なリサイクル施設及び、資源物の保管に必要なストックヤード施設等の整備を行った。</p> <p>【田原本町】家庭ごみとして排出されたごみの安全適正処理のため、H27年10月より、乾電池・蛍光灯などの有害ごみの分別収集を開始した。</p> <p>また、H31年よりライターやスプレー缶の適正排出の周知徹底、不燃ごみの分別排出の徹底を実施している。</p> <p>【五條市】燃えないごみ、粗大ごみ、資源ごみの再資源化に必要なリサイクル施設及び、資源物の保管に必要なストックヤード施設等の整備を実施。また、事業系一般廃棄物の排出事業所を訪問し、事業系ごみの適正な排出方法等の指導を実施予定。</p>
	エ	御所市のし尿・浄化槽汚泥の処理体制の現状と	御所市	公共下水道を中心に生活排水処理を進めているところであるが、公共下水道を供用しない地域や共用までに時間がかかる地域な	H22～H31	公共下水道を供用しない地域等は、合併処理浄化槽の設置を促進し、し尿・浄

		今後		<p>どは、合併処理浄化槽を設置することが望ましいと考え、し尿・浄化槽汚泥処理を引き続き行い、汚泥については資源化することとする。</p>		<p>化槽汚泥処理を引き続き行い、汚泥については資源化を行った。</p>
	オ	五條市のし尿・浄化槽汚泥の処理体制の現状と今後	五條市	<p>① 人口の密集する市街地及びその周辺区域は、公共下水道整備を促進し、事業計画区域の拡大を積極的に図る。</p> <p>② 公共下水道の整備が困難な地域においては、合併処理浄化槽による処理を進める。</p> <p>③ 単独処理浄化槽設置家庭及び汲み取り家庭については、生活雑排水を適正に処理しなければならないため、公共下水道で処理する区域内は公共下水道への転換を指導し、それ以外は合併処理浄化槽への転換を促す。</p> <p>④ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置等、開発規模及び地域特性に応じた生活排水処理施設の整備を行う。</p> <p>⑤ ①～④以外の家庭については、汲み取り処理を行う。</p> <p>⑥ し尿処理施設において、生じた汚泥から回収したリンは「MAP 五條1号」として、肥料等有効に活用されている。</p> <p>⑦ 現在の浄化槽設置整備事業は、地域を点としてとらえ、個人設置型での事業を進めているが、今後は市内の地域を面的に整備出来るよう研究していきたい。</p> <p>⑧ 本市は平成16年度から当該事業を実施しているが、これで整備された家屋や下水道認可区域で整備された家屋について浄化槽設置台帳の整備を行っていきたい。</p>	H22～H31	<p>公共下水道事業の整備や接続を促進し、公共下水道の整備が困難な地域においては、合併浄化槽及び農業集落排水による処理を促進した。</p> <p>そして、市街化区域を中心とした公共下水道事業の整備済区域は平成31年度末において581.39haとなり平成21年度末に比べて、49.84ha拡大した。また行政人口に対する普及率は53.8%となっている。また、平成26年度に電子化した下水道台帳の導入を行っている。</p> <p>また、水質汚濁防止や衛生環境向上のため、市内のイベントにおいて、下水道の普及啓発コーナーを出店している。また整備済みの地域で未接続の世帯を訪問し、下水道への接続を呼び掛けている。</p> <p>そして、し尿処理施設において、生じた汚泥から回収したリンは「五條MAP1号」として肥料登録を行っており、利活用については検討が必要である。</p> <p>また、浄化槽設置台帳についても今後整備を行っていく必要がある。</p>
	カ	田原本町のし尿・浄化槽汚泥の処理体制の現状	田原本町	<p>公共下水道事業の推進により、処理区域内の普及率は90%を越えており、公共下水道を中心とした、生活排水処理を進めてお</p>	H22～H31	<p>公共下水道事業の推進により、処理区域内の普及率はH31年3月末時点で96</p>

		と今後		<p>りますが、処理区域内にあっても、地理的、技術的に公共下水道の整備が見込めない地区や公共下水道事業の認可区域以外の地区については、合併処理浄化槽設置の推進を図ります。</p> <p>生活排水対策の必要性について、啓発活動を中心としたソフト面の対策や家庭でできる排水対策について、住民に周知を図るため定期的な広報・啓発を行なう。</p> <p>また、整備された公共下水道への接続や、浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び定期検査についても啓発を行い、周知徹底に努める。</p>		%を超えており、生活排水処理を進めている。処理区域内であっても地理的・技術的に整備が見込めない地区や公共下水道事業の認可区域以外の地区については、合併浄化槽設置の推進を行っている。
処理施設の整備に関するもの	1	広域リサイクル推進施設事業	組合	広域化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、リサイクル推進施設整備を行う。	H26.6～ H29.6	旧御所市クリーンセンター解体跡地に広域化後の分別区分及び処理体制に対応可能なリサイクル施設の整備を実施。
	2	御所市ストックヤード整備事業	御所市	広域化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、リサイクル推進施設整備を行う。	H25.4～ H27.3	広域化後の分別区分及び処理体制に対応可能なリサイクル推進施設整備を行った。
	3	五條市ストックヤード整備事業	五條市	広域化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、リサイクル推進施設整備を行う。	H29.11～ H31.3 (契約期間： H30.5.24～R1.6.28)	広域化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、リサイクル推進施設（ごみ中継施設）整備を実施。
	4	広域ごみ処理施設事業	組合	広域化後の分別区分及び処理体制で処理を行うため、広域ごみ処理施設整備を行う。	H26.6～ H29.6	旧御所市クリーンセンター解体跡地に広域化後の分別区分及び処理体制に対応可能な焼却施設の設備を実施。
	5	御所市浄化槽設置整備事業	御所市	御所市のし尿・浄化槽汚泥処理を行うため、御所市浄化槽の整備を行う。	H28～H30	し尿・浄化槽汚泥処理を行うため、御所市浄化槽の補助金制度を整備した。
	6	五條市浄化槽設置整備事業	五條市	五條市のし尿・浄化槽汚泥処理を行うため、五條市浄化槽の整備を行う。	H29～H30	五條市のし尿・浄化槽汚泥処理を行うため、五條市浄化槽の整備を実施。
	7	田原本町浄化槽設置整備事業	田原本町	田原本町のし尿・浄化槽汚泥処理を行うため、田原本町浄化槽の整備を行う。	H30～H30	H30年度の高度処理型合併浄化槽の設置予定が3基、実績は2基であった。

施設整備に係る計画支援に関するもの	8	事業番号1・4の計画支援	組合	新エネルギー回収推進施設・リサイクル推進施設（仮）整備に係る生活環境影響調査等を行う。	H24～H25	やまとクリーンパーク建設地及び周辺の土壌、調整池、井戸水及び水路のダイオキシン類測定を実施。
	8	事業番号1・4の計画支援	組合	新エネルギー回収推進施設・リサイクル推進施設（仮）整備に係る基本設計等を行う。	H25.8～H25.12	広域ごみ処理施設整備に係る、基本設計の作成。
	8	事業番号3の計画支援	五條市	新エネルギー回収推進施設・リサイクル推進施設（仮）整備に係る基本設計等を行う。	H24～H29 (契約期間： H29.4.18～H29.12.28)	ごみ中継施設における実施設計図書の作成。また、実施設計を行うために必要な土質調査を実施。
その他	ア	廃家電のリサイクルに関する普及啓発	各市町	廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関係団体や小売店などと協力し、普及啓発を行う。	H22～H31	【御所市】廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、普及啓発を行った。 【田原本町】廃家電のリサイクルについては、適切な回収、再商品化がなされるよう、小売店などとの協力体制を構築した。 【五條市】廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、普及啓発を実施。
	イ	不法投棄対策	各市町	不法投棄禁止の看板や地域住民・自治会などの協力により対応していく。また、分別区分の徹底を進めるとともに、パトロールの強化や街路灯の設置などを行い、悪質な者に対しては、警察及び関係機関等との連携をより一層密にし、不法投棄防止に向けた取り組みを図る。	H22～H31	【御所市】不法投棄監視カメラの設置や不法投棄禁止の看板配付を行い地域住民・自治会などの協力により対応した。悪質な者に対しては、警察及び関係機関等との連携をより一層密にし、不法投棄防止に向けた取り組みを行った。 【田原本町】不法投棄の看板の設置や地域住民・自治会などとの協力、不法投棄パトロールにより不法投

						<p>棄対策を実施している。</p> <p>【五條市】不法投棄禁止の看板や地域住民・自治会などの協力により対応していく。また、臨時職員によるパトロールの強化や不法投棄物の回収、悪質な者に対しては、警察及び関係機関等との連携をより一層密にし、不法投棄防止に向けた取り組みを実施。</p>
	ウ	災害時の廃棄物処理に関する事項	各市町	<p>災害時のごみ処理に関する広域的な協定を結び、収集体制、廃棄物処理施設の活用、保管スペースの確保を行い、災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を地域内及び周辺市町村間で構築する。</p>	H22～H31	<p>【御所市】災害時のごみ処理に関する広域的な協定を結び、災害時に発生する廃棄物を広域的に処理する協力体制を構築した。</p> <p>【田原本町】災害時のごみ処理に関する協定を H24 年に県と締結し、H30 年には民間処理業者の南部環境開発とも協定を締結した。</p> <p>【五條市】五條市地域防災計画及び奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定書に基づき地域内及びその周辺地域との連携体制を維持する。</p>
	エ	御所市及び五條市の住民に対する広報・啓発活動	御所市・五條市	<p>住民及び事業者などに対して、公共水域に汚濁防止等の観点から生活排水対策の必要性や浄化管理の重要性について、周知徹底を図る広報・啓発活動を推進していくとともに、市内の下水道整備済みの地域においては、速やかな接続を積極的に呼びかけていき、下水道整備区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽の設置を呼び掛けていくものとする。</p>	H22～H31	<p>【御所市】住民及び事業者などに対して、生活排水対策の必要性や浄化管理の重要性について、周知徹底を図る広報・啓発活動を行い、下水道整備済みの地域においては、速やかな接続を積極的に呼びかけ、下水道整備区域外の住民に対しては、合併処理浄化槽の設置を呼び掛けた</p> <p>【五條市】水質汚濁防止や</p>

						<p>衛生環境向上のため、市内のイベントにおいて、下水道の普及啓発コーナーを出店している。また整備済みの地域で未接続の世帯を訪問し、下水道への接続を呼び掛けている。</p>
--	--	--	--	--	--	--

3 目標の達成状況に関する評価

【ごみ処理】

ごみ処理については、概ね目標を達成することができた。

(1) 事業系については、総排出量は目標の 11,066t に対して実績が 11,184t であり、目標を達成することができなかった。また、1 事業所当たりの排出量は目標の 5.2t に対して実績が 5.2t であり、目標を達成できた。生活系については、総排出量は目標の 19,662t に対して実績が 19,010t であり、目標を達成することができた。また、1 人当たりの排出量は目標の 208kg/人に対して実績が 216kg/人であり、目標を達成することができなかった。・事業系家庭系総排出量合計は、目標の 30,728t に対して実績が 30,194t であり、目標を達成することができた。

(2) 再生利用量・直接資源化量は、目標の 338t (排出量に対する割合 1.1%) に対して実績が 1,615t (排出量に対する割合 5.3%) であり、目標を達成することができなかった。・総資源化量は、目標 4,185t (排出量+集団回収量に対する割合 12.8%) に対して実績が 3,559t (排出量+集団回収量に対する割合 11.4%) であり、目標を達成することができなかった。

(3) 熱回収量・熱回収量(年間の発電電力量)は、目標の 10,000MWh に対して実績が 13,304MWh であり、目標を達成することができた。これは、基幹の設備改良事業による機器更新によって発電効率が上がったことが要因と考えられる。

(4) 最終処分量・埋立最終処分量は、目標の 5,254t (排出量に対する割合 17.1%) に対して実績が 3,899t (排出量に対する割合 12.9%) であり、目標を達成することができた。

【生活排水計画】

【御所市】本市では、下水道整備予定区域外等において平成 28 年度から浄化槽設置補助事業により、合併浄化槽の設置に対して補助金を交付しており、本事業では平成 28 年度~平成 31 年度にかけて、72 基設置された。

今後も継続して下水道予定区域外においての合併浄化槽の設置に対して補助金を交付し、浄化槽整備を進めていきたい。

【田原本町】本町では、下水道整備予定区域外において平成 13 年度から浄化槽設置補助事業により、合併浄化槽の設置に対して補助金を交付しており、本事業では平成 23 年度~平成 31 年度にかけて、4 基設置された。また、平成 30 年度から実施されている高度処理型合併浄化槽本体設置事業補助金については、本事業では、平成 30 年度~平成 31 年度にかけて、3 基設置された。

今後も継続して下水道予定区域外においての合併浄化槽の設置に対して補助金を交付し、浄化槽整備を進めていきたい。

【五條市】本市では、下水道整備予定区域外において平成 16 年度から浄化槽設置補助事業により、合併浄化槽の設置に対して補助金を交付しており、本事業では平成 22 年度~平成 31 年度にかけて、342 基設置された。

今後も継続して下水道予定区域外においての合併浄化槽の設置に対して補助金を交付し、浄化槽整備を進めていきたい。

(都道府県知事の所見)

【ごみ処理】

目標値を達成できていない項目のうち、事業系総排出量については、1事業所当たりの排出量は達成していることから、事業所数の増加等、構造的な変化が要因となっていると考えられる。

一方、生活系については、1人当たりの排出量は目標を達成できていないが、消費税引き上げ前の買替え需要構造的な変化が要因となっていると考えられる。

また、再生利用量は、スーパー等による店頭回収の普及が進んだことで、ペットボトルやアルミ缶、紙類等の資源化率が高い廃棄物の排出量が減少したことが原因と考えられる。

【生活排水計画】

<御所市>

総人口の減少等により、計画期間内で合併浄化槽の設置整備目標人口には及ばなかったものの、公共下水道の整備は着実に進んでおり、その結果として汚水衛生未処理人口は目標値よりも減少している。

<五條市>

総人口の減少等により、計画期間内で公共下水道汚水衛生処理人口が減少したものの、合併浄化槽等の整備は着実に進んでおり、その結果として合併浄化槽等汚水衛生処理人口は平成22年よりも増加している。

<田原本>

公共下水道の整備が進み、汚水衛生未処理人口を著しく減少させることが出来た。